

平成19年11月20日

## 自動車の検査手数料額と納付方法が変わります

平成20年1月1日から実施

### 改正概要

平成20年1月1日より、車検場に車両を持ち込む場合の検査手数料の額と納付方法が変わります。

現在、検査手数料は、国に「自動車検査登録印紙」により納付して頂いておりますが、平成20年1月1日から、国に「自動車検査登録印紙」自動車検査独立行政法人に「自動車審査証紙」により、納付して頂くこととなります。

一般的な検査の場合、国の手数料は現行1,400円～1,500円から一律400円に、自動車検査独立行政法人の手数料は、1,300円～1,700円となります。合計額で継続検査300円、新規検査600円の値上げとなります。

国と自動車検査独立行政法人の検査手数料の納付は、同一窓口で手続きが出来ます。

平成20年1月1日以降、車検場に車両を持ち込む場合の検査手数料内訳は下表のとおりです。

		自動車検査独立行政法人 (基準適合審査にかかる手数料)		国 (自動車検査証の交付に係る手数料)	
		金額	納付方法	国	納付方法
継続検査	普通車	1,400円	自動車審査 証紙	400円	自動車検査 登録印紙
	小型車	1,300円			
新規検査等	普通車	1,700円			
	小型車	1,600円			
限定検査証の提出がある場合		900円			

詳しい内容は、別添チラシのとおり。

<問い合わせ先>

九州運輸局自動車技術安全部技術課

担当：井上、小宮

電話092-472-2539

# 自動車の検査手数料が変わります

## 平成20年1月1日から実施

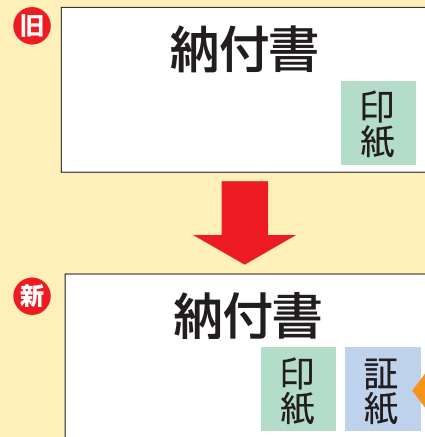


### ● 改正概要

平成20年1月1日より、**車検場に車両を持ち込む場合の検査手数料の額と納付方法**が変更されます。

- ◆現在、検査手数料は、国に「自動車検査登録印紙」により納付していただいておりますが、平成20年1月1日から、国に「自動車検査登録印紙」、自動車検査独立行政法人に「自動車審査証紙」（仮称）により、納付していただくことになります。
- ◆一般的な検査の場合、国の手数料は現行1,400円～1,500円から一律400円に、自動車検査独立行政法人の手数料は、1,300円～1,700円になります。（合計額で継続検査で300円、新規検査で600円の値上げとなります。）
- ◆国と自動車検査独立行政法人の検査手数料の納付は、同一窓口で手続きができます。

納付先はそれぞれ異なりますが、1カ所の窓口で手続きいたします。



1枚の納付書に国の印紙、検査法人の証紙を貼っていただきます。

### 【車検場に車両を持ち込む場合の検査手数料内訳（平成20年1月1日以降）】

		自動車検査独立行政法人 (基準適合性審査に係る手数料)		国 (自動車検査証の交付に係る手数料)	
		金額	納付方法	金額	納付方法
継続検査	普通車	1,400円	自動車審査証紙(仮称)	400円	自動車検査登録印紙
	小型車	1,300円			
新規検査 構造等変更検査	普通車	1,700円			
	小型車	1,600円			
限定検査証の提出がある場合		900円			

自動車使用者の皆様へ

継続検査（車検）の申請にあたっては、検査申請書や検査手数料の他、次のものが必ず必要ですので事前にご用意下さい。  
 「自動車重量税にかかる費用」「自動車損害賠償責任保険（共済）証明書」「自動車税納付証明書」

## 【検査手数料（登録車）の新旧対照表】

検査の種類	車種等		～平成19年12月31日まで		平成20年1月1日～		
			納付先	手数料額	納付先	手数料額	
						内訳	計
継続検査	小型	指定整備車等 <sup>注1)</sup>	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,400 <sup>注2)</sup> (1,200)	国	400 (400)	1,700 (1,300)
					検査法人	1,300 (900)	
	小型以外	指定整備車等 <sup>注1)</sup>	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,500 (1,200)	国	400 (400)	1,800 (1,300)
					検査法人	1,400 (900)	
新規検査	小型	型式指定車等 <sup>注3)</sup>	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,400 (1,200)	国	400 (400)	2,000 (1,300)
					検査法人	1,600 (900)	
	小型以外	型式指定車等 <sup>注3)</sup>	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,500 (1,200)	国	400 (400)	2,100 (1,300)
					検査法人	1,700 (900)	
予備検査	小型	指定整備車等 <sup>注4)</sup>	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,400 (1,200)	国	400 (400)	2,000 (1,300)
					検査法人	1,600 (900)	
	小型以外	指定整備車等 <sup>注4)</sup>	国	1,100	国	変更なし	
		持込車	国	1,500 (1,200)	国	400 (400)	2,100 (1,300)
					検査法人	1,700 (900)	
構造等 変更検査	小型	持込車	国	1,400	国	400	2,000
					検査法人	1,600	
	小型以外	持込車	国	1,500	国	400	2,100
					検査法人	1,700	

注1) 保安基準適合証のある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車。

注2) 表中 ( ) 内の数字は、限定自動車検査証の提出がある自動車の場合（但し、限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る）

注3) 完成検査終了証の提出がある自動車、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車。

注4) 抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車。

### 改正後の手数料の額及び納付先（小型車の例）

継続検査 持込車	旧	国 印紙 1,400円	➔	新	国 印紙 400円	検査法人 証紙 1,300円	合計	= 1,700円
	新	国 印紙 400円		検査法人 証紙 1,600円	合計	= 2,000円		

#### （手数料改正の背景）

昨今の自動車検査を取り巻く状況は、荷台架装メーカー等によるトラック等の不正二次架装問題、審査結果通知書の偽造・改ざん等の不正受検問題、さらには大型トラック等に対する排出ガス規制強化への対応等、課題が山積みしています。このため、これらへの対応策として、新規検査時の架装画像を取得し、継続検査や街頭検査で活用するとともに、審査結果の電子的処理、さらに新たな排出ガス検査の導入など「検査の高度化」に取り組む必要があります。

さらに、検査場の検査機器等の老朽化の進展、検査機器の故障や損傷事故による検査コースの閉鎖時間の増加等、受検者サービスの低下が懸念されていることから、受検者の安全性・利便性に配慮した検査機器等の適切な更新が必要とされています。

◆ 詳しくは運輸支局、自動車検査独立行政法人の窓口にてご確認ください。